

幸田町監査公示第2号

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和3年度財政援助団体等監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年6月3日

幸田町監査委員 山下 力



幸田町監査委員 水野 千代子



記

1 監査の種別 財政援助団体等監査

2 監査年月日 令和4年6月1日

3 監査の対象団体名、補助金名等、補助金額及び担当課 単位:千円

団体名	補助金名等	補助金	担当課
幸田地区交通少年団連合指導育成協議会	幸田町行政推進団体の委託事務交付金	408	総務部 防災安全課
自主防災組織 (坂崎区始め15地区)	自主防災組織防災資機材等整備事業費補助金	1,810	消防本部 予防防災課
幸田町少年少女発明クラブ	幸田町科学的創造力育成事業補助金	300	企画部 企業立地課

4 監査対象とした事項 令和3年度執行補助金等の交付事務及び補助事業の執行状況、補助効果を主眼に監査した。

5 監査の実施内容等 幸田町監査基準に基づき、補助金等の交付関係書類及び監査調書について、あらかじめ担当課から提出を求め、補助金等の事務が関係法令に準拠し、かつ、適正に執行されているか等について幸田町監査実施着眼点にある監査項目を町担当職員等から説明を聴取し監査を実施した。

6 監査の結果 適正と認める。

補助金等の交付については、町担当職員等から関係書類について説明を受けた結果、補助金交付要綱等に照らして、適正に交付されたものと認める。